

不動産取得税の特例措置のお知らせ

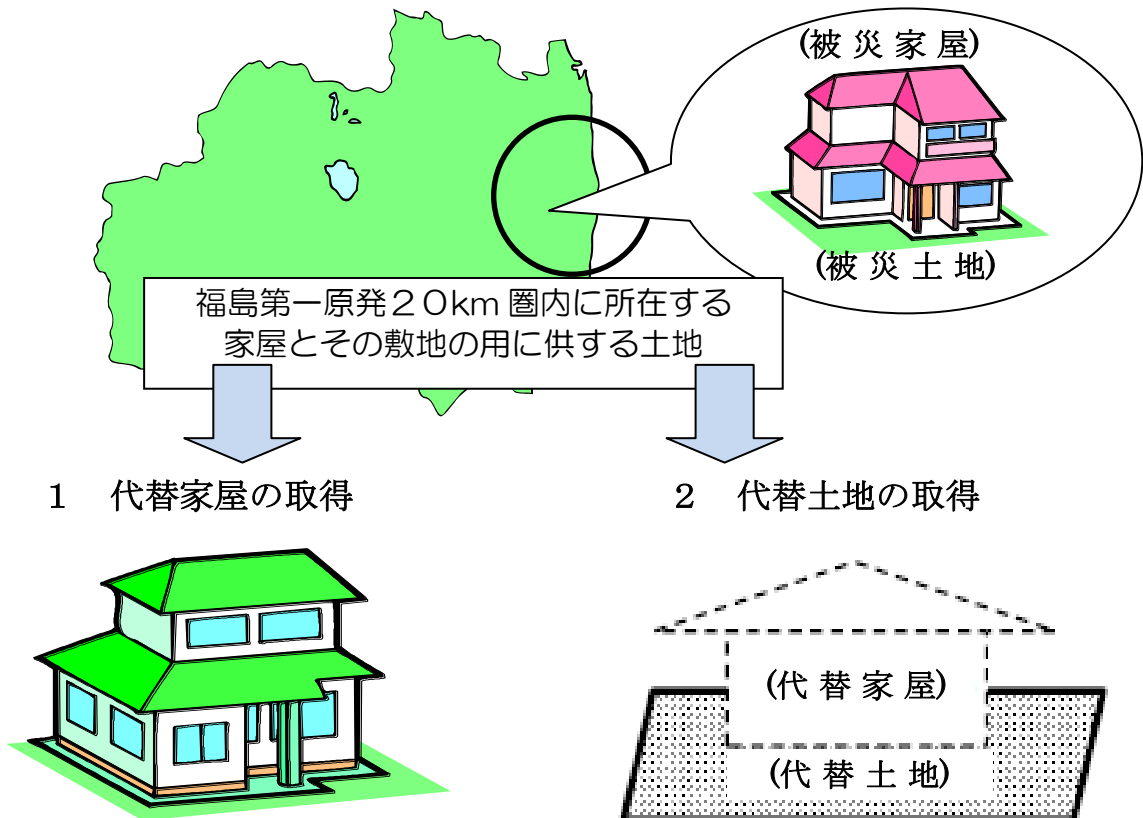
警戒区域内（福島第一原発 20km 圏内）に所在する被災不動産の代替不動産について不動産取得税が軽減されます。

1 代替家屋の特例

警戒区域内（福島第一原発 20km 圏内）に所在する被災家屋の所有者等が、被災家屋に代わるものと認められる代替家屋を、**平成 23 年 3 月 11 日から、警戒区域設定指示の解除日から 3 ヶ月（代替家屋が解除日後に新築された場合には、解除日から 1 年）を経過する日まで**の間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分の不動産取得税が軽減されます。

2 代替家屋の敷地の特例

1 の代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた被災土地に代わる代替土地を、**平成 23 年 3 月 11 日から、警戒区域設定指示の解除日から 3 ヶ月を経過する日まで**の間に取得した場合には、被災土地の面積相当分の不動産取得税が軽減されます。



被災家屋の床面積相当分を控除

$$\text{※控除額} = \text{代替家屋の価格} \times \frac{\text{被災家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$$

被災土地の面積相当分を控除

$$\text{※控除額} = \text{代替土地の価格} \times \frac{\text{被災土地の面積}}{\text{代替土地の面積}}$$

手続き等

この特例措置の適用を受けるには申告が必要です。申告の際に必要な書類は次のとおりです。

- 印鑑（取得者等全員分のはんこ。認印で可）
- 被災家屋又は被災土地の登記事項証明書等
- 代替家屋の登記事項証明書又は工事請負契約書の写し等
- 代替土地の売買契約書の写し
- 被災家屋の床面積又は被災土地の面積を証する書類
（警戒区域設定指示のあった年の固定資産評価証明書等）
- 直接の所有者以外の場合には、戸籍謄本又は法人の登記事項証明書等
- 新築される代替家屋に同居する予定である旨を証する書類
- 銀行等の口座番号・口座名義人が確認できるもの

詳しくは、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

不動産取得税に関するお問い合わせ先

東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内6615 (直)017-734-9973	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟3階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内227・329 (直)0172-35-3519	〒036-8345 弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内209・235 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内214 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内209・210 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内207・208 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎内

県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>

青森県・各地域県民局県税部

H23. 8. 12